

介護老人保健施設みあ・かーさ 指定介護予防短期入所療養介護 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 公益財団法人浅香山病院が設置する介護老人保健施設みあ・かーさ（以下「当施設」という。）において実施する指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当施設の医師、理学療法士、作業療法士、支援相談員、管理栄養士又は栄養士、薬剤師、介護支援専門員、看護職員及び介護職員（以下「介護予防短期入所療養介護従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、住み慣れた地域社会での在宅生活が継続できるように支援していくことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設が実施する事業は、利用者が要支援、要介護状態となった場合において、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者のニーズに対応できるサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する者及び他の関係機関や家庭との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 公益財団法人浅香山病院 介護老人保健施設みあ・かーさ
所在地 大阪府堺市堺区今池町4丁4番12号

第2章 職員及び職務

(職員職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------|---------------------------------------|
| ①医師 | 1名以上 | 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。 |
| ②理学療法士
又は作業療法士 | 2名以上 | 心身の機能回復訓練、訓練記録の整備充実に従事する。 |
| ③看護職員 | 10名以上 | 利用者の看護管理、医療補助及び日常生活の援助に従事する。 |
| ④介護職員 | 24名以上 | 利用者の介護管理及び日常生活の援助に従事する。 |
| ⑤介護支援専門員 | 1名以上 | 利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画、調整を行う。 |
| ⑥管理栄養士 | 1名以上 | 献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い、食事栄養の管理相談指導に従事する。 |
| ⑦薬剤師 | 0.4名以上 | 薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。 |
| ⑧支援相談員 | 2名以上 | 利用者又は家族の生活相談、指導等の業務に従事する。 |
| ⑩事務員 | 若干名 | 事務業務全般に従事する。 |

介護予防短期入所療養介護従事者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる。

第3章 利用者に対するサービス

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は100人とする。(施設入所療養介護を含む) なお、当該事業と一体的に指定短期入所療養介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

(指定介護予防短期入所療養介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

- ①指定介護予防短期入所療養介護計画の作成。
- ②療養上必要とされる事項についての指導及び説明。
- ③入退所時の送迎、食事及び入浴。
- ④機能回復訓練。
- ⑤レクリエーションや季節行事等。
- ⑥認知症の状態にある利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービスの提供。

(通常の送迎実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、堺市堺区・北区の北部地域とする。

第4章 利用料

(利用料等)

第8条 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

一 食事の提供に要する費用 1日1,600円(朝食360円・昼食660円おやつ含む・夕食580円)
ただし、入退所日については、それぞれの区分に応じて徴収する。

二 滞在に要する費用 従来型個室 1日2,500円 多床室 1日600円

三 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

1人室1日3,300円(税込) 2人室1日1,650円(税込)

四 理美容に要する費用

男性 調髪2,700円 丸刈2,000円

顔剃1,400円 二枚刈2,200円

女性 カット顔剃2,700円 カット2,400円

顔剃1,500円

五 クリーニングを委託した場合に要する費用

66円《シャツ、靴下、パンツ、パッチ、ステテコ、ブラウス、ポロシャツ》

88円《ズボン、スカート》 165円《パジャマ上下、トレーナー》

六 その他、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用とその内訳

①日用品費 1日200円 [タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり・化粧水・給茶器・喫茶・ハブラシ・ねりはみがき・シェービングクリーム・ティッシュペーパー・新聞・雑誌等]

②教養娯楽費 1日300円 [お茶会、ピアノ、お花、俳画、三味線、踊り、フラワーアレンジメントのレクリエーション等に係る講師料及び材料費・誕生会、お茶会の菓子類・書籍類・生花等]

- 七 第1号及び第2号について、介護保険施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 サービス提供にあつては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 6 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 利用料の減額免除

(利用料の減額免除)

第9条 当施設は生活困難者への利用料の減額、免除を行う「第2種社会福祉事業」の認可を受けており、利用者及びその家族の経済的状況によって利用料の減額、免除を行う。

第6章 衛生管理

(衛生保持)

第10条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設において食中毒及び感染症が発生しないように、衛生上必要な措置を講ずる。特に、保健所の指導、助言を求め、連携を保つようにする。

第7章 利用者の守るべき規律

(施設利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はこの規定に定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- ①施設内の秩序を守り、相互の親愛につとめること。
- ②貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- ③飲酒したり、許可なく飲食物を持ち込んで서는ならない。
- ④所持品は利用者の自己責任の基に原則管理するとともに、不要な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ⑤施設内での宗教、政治活動等への勧誘、営利活動はご遠慮していただくこと。
- ⑥外出、外泊は必ず管理者に届け出ること。
- ⑦かかりつけの医院や病院にかかれるときは、管理者に申し出ること。
- ⑧その他管理者の指示に従うこと。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間想定）に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第9章 苦情処理

(苦情処理)

第14条 指定介護予防短期入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は提供した指定介護予防短期入所療養介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、又、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第10章 虐待防止に関する事項

(虐待の防止)

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員研修)

第16条 当施設は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。

- ①採用時研修 採用後直ちに実施する。
- ②内部研修 ケアプラン、事例研究等計画的に実施する。
- ③外部研修 全国老人保健施設協会、大阪府老人保健施設連絡協議会で実施されている研修会、他分野の研究会、講習会等、積極的に参加する。

(緊急時における対応方法)

第17条 指定介護予防短期入所療養介護を行っているときに、利用者には病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに家族等に連絡する。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(行動の制限)

第18条 当施設は利用者に対し、身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合に、以下の『例外3原則』

①切迫性：利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い

②非代替：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

の3つの要件を全て満たす場合は、施設長が判断し、利用者及び扶養者に説明し、同意を得たうえで利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第19条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(記録)

第20条 当施設は指定介護予防短期入所療養介護に関する記録を整備し、指定介護予防短期入所療養介護完結の日から2年間保存するものとする。

(その他の留意事項)

第21条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益財団法人浅香山病院と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成18年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年10月01日から施行する。

この規程は 平成25年02月01日から施行する。

この規程は 平成26年04月01日から施行する。

この規程は 令和01年10月01日から施行する。

この規程は 令和01年12月01日から施行する。

この規程は 令和03年08月01日から施行する。